別添

消 表 対 第 ４ ０ ６ 号
平成２５年９月１３日

株式会社モイスト
代表取締役　白土　八千代　殿

消費者庁長官　阿南　久

不当景品類及び不当表示防止法第６条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「烏龍減肥」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第４条第１項の規定により禁止されている同項第１号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第６条の規定に基づき、次のとおり命令する。

１　命令の内容

⑴　貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア　貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ｱ) 別表１の「配布年月日」欄記載の日に同表「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、又は別表２の「配布年月日」欄記載の日に通信販売業者等が発行する同表「商品カタログ等」欄記載の商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシにおいて、「私たちはたった１粒飲んで　楽ヤセしました！！」、「食べたカロリー・溜まったカロリー　なかったことに・・・」、「運動も食事制限も続かな～いという方は必見！！！」等と記載するなど別表３の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより

(ｲ) 平成２４年５月頃から平成２４年１２月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「運動も食事制限も続かな～い。という方、必見！しっかり食べてもスッキリダイエット！！」、「ダイエット成功者続々！既に１０万人のダイエッターが実感！？」、「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思ってなかった・・・。」等と記載するなど別表４の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより

あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ　前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

⑵　貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記⑴記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及

び従業員に周知徹底しなければならない。

⑶　貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前記⑴記載の表示と同様の表示をしてはならない。

⑷　貴社は、前記⑴に基づいて行った周知徹底及び前記⑵に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

２　事実

⑴　株式会社モイスト（以下「モイスト」という。）は、東京都江東区亀戸一丁目４番２号に本店を置き、健康食品等の販売業を営む事業者である。

⑵　モイストは、平成２２年１１月以降、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売しているところ、本件商品の表示内容を自ら決定している。

⑶ア　モイストは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ｱ) 別表１の「配布年月日」欄記載の日に同表の「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、又は別表２の「配布年月日」欄記載の日に通信販売業者等が発行する同表の「商品カタログ等」欄記載の商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシ（別添写し１）において、「私たちはたった１粒飲んで　楽ヤセしました！！」、「食べたカロリー・溜まったカロリー　なかったことに・・・」、「運動も食事制限も続かな～いという方は必見！！！」等と記載するなど別表３の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより

(ｲ) 平成２４年５月頃から平成２４年１２月頃までの間、自社ウェブサイト（別添写し２）において、「運動も食事制限も続かな～い。という方、必見！しっかり食べてもスッキリダイエット！！」、「ダイエット成功者続々！既に１０万人のダイエッターが実感！？」、「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思ってなかった・・・。」等と記載するなど別表４の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより

あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ　消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため、同条第２項の規定に基づき、モイストに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、モイストは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

３　法令の適用

前記事実によれば、モイストが自己が供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第４条第２項の規定により、同条第１項第１号に該当する、本件商品の内容

について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

４　法律に基づく教示

⑴　行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第５７条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第６条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

⑵　行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１）この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注２）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その決定の日から１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表１

配布年月日	日刊新聞紙	配布枚数
平成24年3月13日	中日新聞	50,000
平成24年4月3日	読売新聞、中日新聞、岐阜新聞	150,000
平成24年4月23日	読売新聞、大分合同新聞	300,000
平成24年4月24日	読売新聞、秋田魁新報、北日本新聞、西日本新聞、熊本日日新聞	250,000
平成24年5月13日	読売新聞、中日新聞	150,000
平成24年5月14日	読売新聞、山形新聞、中日新聞、佐賀新聞、沖縄タイムス	310,000
平成24年5月15日	読売新聞、中日新聞	150,000
平成24年5月16日	読売新聞、中日新聞	150,000
平成24年5月21日	読売新聞、北海道新聞、山梨日日新聞、福井新聞、中日新聞、神戸新聞、愛媛新聞、長崎新聞、南日本新聞	530,000
平成24年5月28日	読売新聞、朝日新聞、デーリー東北、河北新報、西日本新聞	495,000
平成24年5月29日	読売新聞、朝日新聞	350,000
平成24年6月3日	読売新聞、朝日新聞	200,000
平成24年6月4日	読売新聞、朝日新聞、秋田魁新報、福島民友、北國新聞、京都新聞	350,000
平成24年6月5日	岩手日日新聞、日本海新聞、宮崎日日新聞	260,000
平成24年6月10日	読売新聞、朝日新聞、大分合同新聞	610,000
平成24年6月12日	読売新聞、北日本新聞	430,000
平成24年6月17日	読売新聞	300,000
平成24年6月18日	読売新聞、朝日新聞、中日新聞	230,000
平成24年6月19日	読売新聞、毎日新聞、神戸新聞、西日本新聞、長崎新聞、佐賀新聞	360,000
平成24年6月20日	読売新聞、北海道新聞、熊本日日新聞、沖縄タイムス、琉球新報	430,000
平成24年6月24日	読売新聞、中日新聞、岐阜新聞	330,000
平成24年6月25日	読売新聞、朝日新聞、中日新聞	290,000
平成24年6月26日	読売新聞、河北新報	310,000
平成24年6月27日	読売新聞、朝日新聞	350,000
平成24年6月28日	読売新聞	50,000
平成24年6月29日	読売新聞	50,000
平成24年6月30日	読売新聞	50,000
平成24年7月1日	毎日新聞、日本経済新聞	100,000
平成24年7月2日	読売新聞、朝日新聞	130,000

配布年月日	日刊新聞紙	配布枚数
平成 24 年 7 月 3 日	山形新聞、福島民友、日本海新聞	195,000
平成 24 年 7 月 4 日	読売新聞、朝日新聞、北國新聞、中日新聞、宮崎日日新聞	220,000
平成 24 年 7 月 8 日	朝日新聞	140,000
平成 24 年 7 月 10 日	読売新聞、朝日新聞、京都新聞	420,000
平成 24 年 7 月 11 日	読売新聞、山梨日日新聞、四国新聞	165,000
平成 24 年 7 月 17 日	朝日新聞	250,000
平成 24 年 7 月 18 日	読売新聞、北海道新聞	200,000
平成 24 年 7 月 24 日	朝日新聞、毎日新聞、神戸新聞	230,000
平成 24 年 11 月 15 日	読売新聞	200,000
平成 24 年 11 月 16 日	読売新聞	200,000
合計配布枚数		9,935,000

別表２

配布年月日	商品カタログ等	配布枚数
平成 24 年 3 月 27 日	アンフィニ	50,000
平成 24 年 4 月 2 日	ビソーニ	36,500
平成 24 年 4 月 11 日	ベルーナ、ベルーナ ルフラン	200,000
平成 24 年 4 月 25 日	ベルーナ ルフラン	300,000
平成 24 年 5 月 1 日	絹三昧	150,000
平成 24 年 5 月 9 日	ベルーナ スペシャル	400,000
平成 24 年 5 月 18 日	グリーンショップ	50,000
平成 24 年 5 月 21 日	ＫＮＴＶ	74,000
平成 24 年 5 月 23 日	インナーコレクション	200,000
平成 24 年 5 月 28 日	ファミリーライフ	200,000
平成 24 年 6 月 27 日	ベルーナ オーディオ＆ミュージック	50,000
平成 24 年 7 月 6 日	とまと通信	50,000
平成 24 年 8 月 21 日	絹三昧特別号	100,000
平成 24 年 9 月 1 日	通販王国	15,000
平成 24 年 9 月 21 日	ＴＯＭＡＴＯＭＡ	150,000
平成 24 年 9 月 27 日	ソシアバースデーＤＭ	20,000
平成 24 年 9 月 28 日	しんきんカード	210,000
平成 24 年 10 月 1 日	ファミリーライフ、エプロン	400,000
平成 24 年 10 月 11 日	イマージュ	50,000
合計配布枚数		2,705,500

別表３

表示内容
・　「私たちはたった１粒飲んで　楽ヤセしました！！」と記載した上で、本件商品を摂取し、効果を実感したと称する３名の体験談を記載 ・　「烏龍減肥　ほっそりパワー！の秘密」と題し、「秘密１　烏龍茶でカロリーセーブ！」、「秘密２　お腹に溜まったものはスッキリ！」、「秘密３　余分なモノはとことん燃やす！」と記載 ・　「食べたカロリー・溜まったカロリー　なかったことに・・・」 ・　「運動も食事制限も続かな～いという方は必見！！！」 ・　「１０万人のダイエッターが実感！？スゴイ烏龍茶減量法を発見！？」 ・　「４６歳　６０日間チャレンジ　－１２．８ｋｇ　６０．１ｋｇ▶４７．３ｋｇ」と記載した上で、１名について、本件商品を摂取したことにより得られたとする痩身効果を示すデータを掲載するとともに「無理な食事制限ナシ！」、「無理な運動もナシ！」等と記載 ・　「実感力の決め手は　一般の烏龍茶４８３倍の超濃縮ポリフェノール」と題し、「『食べた脂肪を抑え→溜まった脂肪は落とし→さらに脂肪の付きにくい体へ』とサポートしてくれる（図２参照）。」と記載 ・　「（図２）独自のダイエット理論に基づいた「トリプル・ダイエットシステム」」と題する図を掲載 ・　「満足率９３．４％のダイエット法　私たちも烏龍減肥で実感しました！」と題し、「「烏龍減肥」で何ｋｇ目指せた？」と記載した円グラフにおいて、「１～３ｋｇ　２９％」、「３～５ｋｇ　３３％」、「５～７ｋｇ　１８％」、「７～１０ｋｇ　１４％」等と記載 ・　「全国から喜びの声！続々！！」と記載した上で、本件商品を摂取し、効果を実感したと称する者の文書を掲載

別表４

表示内容
・　「運動も食事制限も続かな～い。という方、必見!しっかり食べてもスッキリダイエット！！」 ・　「ダイエット成功者続々！既に１０万人のダイエッターが実感！？」 ・　「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思ってなかった・・・。」等と記載した上で、本件商品を摂取し、効果を実感したと称する１名の体験談、本件商品を摂取したことにより得られたとする痩身効果を示すデータ並びに体重及び体脂肪率の減少を示すグラフを掲載 ・　「気になっていたところが・・・「キュッ！」ここまでスリムが快適だとは・・・「スッキリ」って最高！」等と記載した上で、本件商品を摂取し、効果を実感したと称する１名の体験談、本件商品を摂取したことにより得られたとする痩身効果を示すデータ並びに体重及び体脂肪率の減少を示すグラフを掲載 ・　「だから、体験者の９３％　※モイスト調べ　の方が商品に満足と回答！」 ・　「みなさん、こんな実感に感動されています！」と記載した上で、「１位　【体重に実感！】ほんの数日後、体重計をみたらビックリ！」、「２位　【体型がキュキュッ！】ボディにメリハリ！スタイルに自信！」等と記載 ・　「１粒で、烏龍茶４８３倍のカロリーセーブ・パワー！」と記載した上で、「「烏龍減肥」には、烏龍茶の４８３倍もの烏龍茶ポリフェノールを濃縮。脂っこい料理でも、食べ過ぎてしまっても脂をブロック！溜まった余分なモノもスッキリします。」等と記載 ・　「烏龍減肥一粒の中には、ダイエットに成功するために必要な成分をバランスよく配合。」と記載した上で、「摂取カロリーをセーブ」、「溜まったモノをスッキリ」、「燃焼運動をサポート」等と記載した図を掲載 ・　「ありがとう！『烏龍減肥』喜びの声続々！」、「モニター参加者の満足度９３％　成功者続出で喜びの声が絶えません！」